

令和6年5月7日

盛岡広域振興局長

提出者 東日本旅客鉄道株式会社 盛岡支社
住所 〒020-0034 盛岡市盛岡駅前通1番41号
氏名 執行役員盛岡支社長 久保 公人

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

地球温暖化対策（変更）計画書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第82条第1項（第82条第2項）の規定により、次のとおり提出します。

1. 事業者に関する事項

主たる工場又は事業場の名称	東日本旅客鉄道(株) 盛岡支社	*整理番号	
主たる工場又は事業場の所在地	盛岡市盛岡駅前通1番41号	*受理年月日	年 月 日
エネルギー使用量	k1	*施設番号	
自動車の使用台数	140 台		
二酸化炭素の排出の状況	別紙のとおり。		
二酸化炭素の排出の抑制のための措置			
その他の地球温暖化の対策に関する事項			
変更年月日及び理由	年 月 日		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者	該当しない		

2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
		k0
		k0
		k0

備考1 *印の欄には、記載しないこと。

- 2 エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に、記載してください。
- 3 エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載してください。
- 4 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。
- 5 2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別に（別途）一覧を作成の上、添付してください。



別紙 その2 (自動車用)

1 二酸化炭素の排出の状況

自動車関係の二酸化炭素排出量 (2023年度)

自動車			二酸化炭素の排出	
燃料別	保有台数	燃料使用量	排出係数 (B)	排出量
ガソリン	91 (58)	63,456 ℓ	2.32 kg-CO ₂ /ℓ	147,217.9 kg-CO ₂
軽油	48 ()	49,810 ℓ	2.58 kg-CO ₂ /ℓ	128,509.8 kg-CO ₂
LPG	()	kg	3.00 kg-CO ₂ /kg	kg-CO ₂
電気	1 (1)	259 kWh	0.471 kg-CO ₂ /kWh	122.0 kg-CO ₂
その他	()		kg-CO ₂ /()	kg-CO ₂
合計	140 (59)			275,849.7 kg-CO ₂

備考1 保有台数欄の () には、ハイブリッド車の台数 (内数) を記載してください。

2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令 (平成11年政令第143号) の第3条の規定により算定してください。

2 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

【目標値】

2023年を基準として、3年間で燃費を20%向上させ、二酸化炭素の排出量を3%削減する。

【具体的な取組】

○エコドライブ

信号待ち及び駐停車時のアイドリングストップ等、急発進、急加速をしないエコドライブを行う。

○輸送の合理化

計画的な業務用車の運用を行い、必要最低限の台数で従業員を移動をさせる。
必要により乗り合い等を行い輸送の効率化を図る。

○電動車

業務用自動車 (リース車) 交換時の低燃費車 (ハイブリット車)・低公害車の導入を促進する。

○自動車利用抑制

近隣の会議等では公共交通機関の利用推進する。

備考 主に次のことを記載してください。

- ・エコドライブの取組 (駐車時のエンジン停止、急発進や急加速の抑制等)
- ・輸送方法の合理化に関する取組
- ・電動車 (ハイブリッド自動車、電気自動車等) の導入
- ・輸送業務以外での自動車利用の抑制に係る取組

3 その他の地球温暖化の対策に関する事項

○職場の温度設定について

・執務室の冷房温度は28℃程度、暖房温度は19℃程度に設定。

・クールビズ、ウォームビズの実施。

○全職場でESG経営の実践として環境保護活動を実施

○駅、列車ゴミのリサイクル

・ゴミ分別強化によりリサイクル率アップを図る。

○事務用品

・プリントは両面コピーの初期設定により、コピー用紙の削減。

・タブレット端末等使用による用紙の削減。